



INFORMATION

市役所からのお知らせ

人口 17.10.1 現在
 ()内は前月比
 人口 / 335,401人 (-144)
 男 / 159,734人 (-77)
 女 / 175,667人 (-67)
 9月分・出生 226人
 ・死亡 230人
 ・転入 671人
 ・転出 811人
 世帯 / 133,808世帯 (+49)

11月3日(木)
 「文化の日」は、
 家庭ごみのみ
 収集します。

収集日にあたって
 いる地区のかた
 はお忘れなく。

問い合わせ

環境業務課
 tel(863)6631

1 小規模修繕の 追加登録を受け付け

市が発注する小規模修繕(50万円以下)の受注を希望する業者の追加登録を受け付けます。

対象 秋田市内に主たる事業所があるかた。個人、法人、また建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、建設工事、建設コンサルタントなどの業者登録を行っているかたは申請できません。また、すでに小規模修繕の受注希望業者の登録を行っているかたは、申請は不要です

登録の有効期間 平成17年12月1日から平成19年5月31日まで

登録の受付 11月7日(月)から18日(金)までの午前8時30分～午後5時(土・日を除く)、市役所3階の契約課工事契約担当で。tel(866)2165

申請要領・用紙は契約課窓口のほか、市のホームページからも入手できます

<http://www.city.akita.akita.jp/city/hn/cn/>

2 千秋公園の桜をお世話しませんか

千秋公園の桜は老木が多いため、冬を迎える前のこの時期に肥料をあげて体力を回復させます。

樹齢100年を超える桜の根などを観察しながら、肥料の打ち込み作業を実際にお手伝いしてみませんか。興味のあるかたはぜひどうぞ。定員30人。

とき / 11月19日(土)午前10時30分から
 集合場所 / 千秋公園一の丸売店前
 参加申し込み 公園課

☎(866)2154

3 秋田市地域特産品を募集します

秋田市で取れた農畜水産物を主原料につくった加工品を、「秋田市地域特産品」として認定します。

認定期間は原則3年で、認定証を交付するほか、特産品マークが使用できます。また、地産地消を推進する各種イベントに参加することができます。

対象となる加工品について細かな規定がありますので、詳しくは農林総務課へ。☎(866)2115

特産品の応募 11月1日(火)から30日(水)まで、農林総務課(市役所分館3階)にある申請書でお申し込みください

4 国民健康保険からのお知らせ

今月は、国民健康保険税第5期の納期です。国保税は、加入者が病気やけがをしたときの医療費に充てられる貴重な財源です。納期限は11月30日(水)。納期内に納付するようお願いいたします。

なお、市税の納付は口座振替が便利です。手続きは、通帳印と納税通知書を持って、金融機関にある「口座振替依頼書」でお申し込みください。国保年金課収納担当☎(866)2189

申請すると受けられる
 国保の給付いろいろ

はり・きゅう・マッサージの費用助成：55歳以上のかたに、はり・きゅう・マッサージの利用1回につき800円の受療券を、申請により年度内40枚まで交付します

高額療養費の支給：医療費が高額になり、世帯の1か月の自己負担額が一定限度を超えたとき、申請により限度額を超えた分が支給されます。自己負担額は、市民税の課税状況や高額療養費を受けた回数などで変わります。また、一時的に窓口で支払わなければならない高額療養費分(限度額を超える分)の支払いが困難なかたには、その金額を無利子で融資する制度があります



岩見川

ご存じですか？ “特別警戒水位”

昨年、新潟や福井などを襲った集中豪雨による被害を契機に、国が定める水防法の一部が改正されました。

これに伴い、洪水により相当な被害が発生するおそれがある「水防警報指定河川」に指定されている太平川と岩見川の2河川に「特別警戒水位」を設定しました。

この水位は、洪水時の避難の目安となるもので、これを超えた場合、速やかに避難警報などの情報を提供することとしています。

河川名	警戒区域	観測所	特別警戒水位
太平川	太平皿見内地主橋～旭川合流	牛島	3.3m
岩見川	河辺萱森橋～雄物川合流	坂本	3.0m

なお、この2河川を含む、県管理河川の水位情報は県のホームページで確認できます。

<http://www.pref.akita.jp/kasen/binokuni/index.htm>

問い合わせ 防災対策課tel(866)2021



11月6日(日)～12日(土) 秋の火災予防運動

今年1月から9月末までに秋田市で起きた火災は71件で、被害額は3億円を超えました。出火原因は、都市化の進展により、放火などが増加しています。火災は、一人ひとりの心がけでかなり防ぐことができます。日ごろ忘れがちな火の恐ろしさを改めて認識し、絶対に火災を起こさないようにしましょう。

住宅防火 7つのポイント

全国的にみると、建物火災のうち、住宅火災で亡くなったかたが8割を占め、そのうち約7割が逃げ遅れによるものといわれます。ちなみに秋田市の昨年の住宅火災は42件、亡くなったかたは1人でした。

次のポイントを守り住宅火災を防ぎましょう。

- 寝たばこは絶対にやめる
- ストーブは、燃えやすい物から離して使う
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類からの火災を防ぐため、防災製品を使用する
- 住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

問い合わせ 市消防本部予防課tel(823)4247

あなたです火のあるくらしの見はり役

みんなの意見がすぐ見える、オンラインアンケートも。
www.nta.go.jp

さあ、私と話を。

税 を考える週間 11月11日(金)～11月17日(木)
テーマ：少子・高齢社会と税

11月11日(金)～17日(木)は「税を考える週間」
国を支える税について、この機会に考えてみましょう。

詳しくはホームページで。 www.nta.go.jp

秋田南税務署tel(832)4121
秋田北税務署tel(845)1161



“税”を一緒に学ぼうゼイ!

市のホームページには、税金についてアニメやゲームで楽しく学べる、子ども向けのリンク集もあります。税金を勉強して、“税博士”になろう!

<http://www.city.akita.akita.jp/city/fn/pt/link.htm>

税金
なんでも
相談
(無料)

税理士が相談に応じます!

11月12日(土)・13日(日)

午前10時～午後3時30分

ほくと相談プラザ

中通五丁目の北都銀行別館1階

特設相談電話 tel(831)8119

改正消費税、土地建物の譲渡・相続税、贈与税、住宅借入金特別控除などの相談に応じます。2日間限定の相談電話も設けますのでご利用ください。

問い合わせ 東北税理士会秋田南支部
広報部の山本さんtel(834)4560

出産育児一時金の支給：加入者が出産したとき、一時金として30万円を支給します

葬祭費：加入者が亡くなったとき、葬祭費を負担したかたに5万円を支給します

療養費の支給：柔道整復による、骨折やねんざなどの治療は自己負担分の支払いで受けることができます。

はり・きゅう・マッサージ、コルセットの使用などを医師が認めたときは、申請により治療費や治療用器具にかかった費用のうち、医療費の負担割合に応じた分を支給します

問い合わせ 国保年金課給付担当
tel(866)2098